

認可外保育施設等の利用から施設等利用費の請求まで

施設等利用給付認定を受けて、認可外保育施設等（東京都認証保育所を含む認可外保育施設、専用施設での定期利用事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート事業）を利用した場合の施設等利用費の請求手続きについてご案内します。（※このご案内に関するお問い合わせ先は、4ページ目を参照してください。）

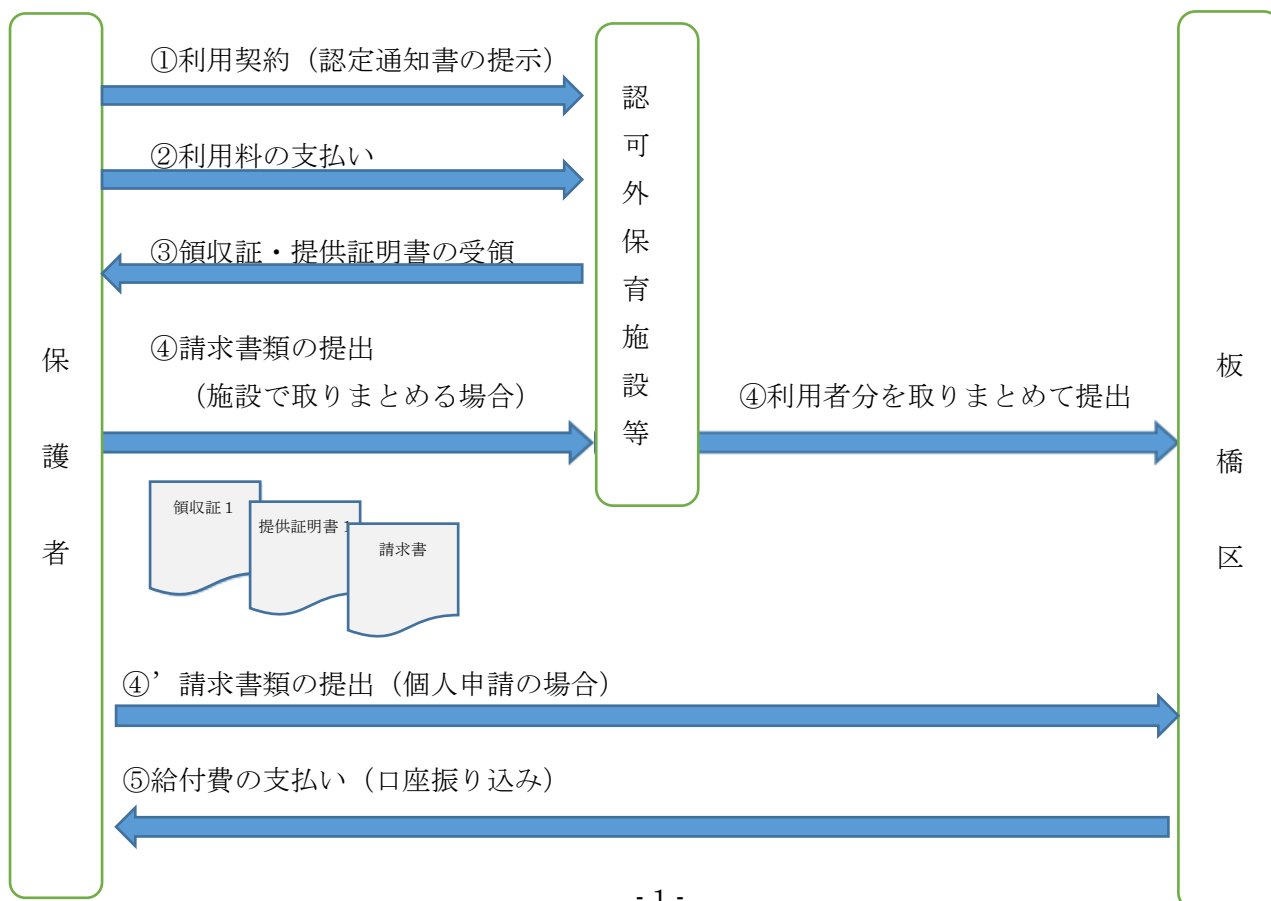
請求手続きに必要な書類は、板橋区役所保育サービス課窓口及び板橋区ホームページ上にご用意しております。（※板橋区ホームページ「幼児教育・保育無償化（認可外保育施設）」を参照してください。）

（注1）企業主導型保育施設の利用者については、利用している施設で対応しますので、板橋区への請求は不要です。

（注2）認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育）の利用者については、施設等利用費の請求はできません。

（注3）主として幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用者については、請求方法、提出期限等が異なりますので、板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係へお問い合わせください。（問合せ先 C）

1、施設等利用費の請求までの流れ



① 利用契約

利用する予定の認可外保育施設等が教育・保育の無償化対象施設かは、施設の所在する区市町村のホームページ等をご覧ください。無償化対象施設を利用するにあたり、施設等利用給付認定を受けている旨を施設（事業者）に伝えてください。その際、「施設等利用給付認定通知書」の提示を求められます。

※対象施設は、都道府県等に届出を行っている認可外保育施設等のうち、国が定める基準を満たし、かつ区市町村の確認を受けている施設となります。ただし、基準を満たしていない場合でも施設等利用給付の対象施設とする猶予期間が令和元年から5年間（令和6年9月まで）設けられています。

（注意！）認可保育所の入所申込みをされた際に受けた「子どものための教育・保育給付支給認定証」では、認可外保育施設等での無償化を受けることはできません。

「子どものための教育・保育給付支給認定証」の有効期間外の場合は速やかに「施設等利用給付認定申請書」を板橋区に提出して認定を受けてから、施設の利用を開始してください。

「子どものための教育・保育給付支給認定証」の有効期間が残っている場合は、給付認定を切り替えますので、必要なお手続きをしてください。（問合せ先A）

② 利用料の支払い

施設等利用給付の対象となる利用料と、対象外となる特定費用について、事前に文書で説明を受けて同意をしてから認可外保育施設等を利用し、その費用を支払いしてください。

※特定費用とは …日用品費、文房具代、行事参加費、給食費、通園バス代 等

③ 領収証・提供証明書の受領

②の支払いをした際に、認可外保育施設等から領収証及び提供証明書を受領してください。

各書式については、領収証（参考書式①）提供証明書（参考書式②）のとおりです。

認可外保育施設等で独自の様式を使用している場合は、それを使用していただいてもかまいません。

また、認可外保育施設等で独自の様式を用意していない場合は、板橋区の様式をホームページからダウンロードしたものに、記入してもらってください。

④⑤ 施設等利用費の申請及び支払い

区のホームページからダウンロードした「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入のうえ、認可外保育施設等が発行した領収証及び提供証明書をすべて添付したうえで、提出してください。

提出先は、利用している認可外保育施設等で取りまとめる場合については、各施設宛てに各施設が設定した期限までに、個人申請の場合は板橋区保育サービス課宛てに下記に定める期限までに、提出してください。郵送で提出する場合は、不着・遅延等の責任は一切負いかねます。郵送事故防止のため、特定記録・簡易書留など記録に残るもので郵送されることをお勧めします。また、提出された請求書等に不備があった場合は受理せず郵送にて返送します。その結果、下記申請期間を過ぎた場合について振込予定日に間に合わない場合もございます。

2 申請期間・振込時期

施設利用費の請求のお手続きは年4回の受付を予定しております。

令和5年度 スケジュール

	利用月	申請期間	振込予定
第1回支払	令和5年4月～6月	令和5年7月3日～7月20日	令和5年9月中旬
第2回支払	令和5年7月～9月	令和5年10月2日～10月20日	令和5年12月中旬
第3回支払	令和5年10月～12月	令和6年1月4日～1月19日	令和6年3月中旬
第4回支払	令和6年1月～3月	令和6年4月1日～4月12日	令和6年5月中旬

3 施設等利用費請求書の記入方法

別紙「施設等利用費請求書【記入例】」を参照ください。

(例) 4月から6月までに利用した下記の給付費を請求する場合の記入例です。

利用月日	施設類型	施設名	利用料	特定費用
4月1日～ 4月30日	認可外保育施設	板橋保育所	35,000円 (月額)	10,000円 (給食費等)
4月14日	ベビーシッター	〇〇シッター派遣会社	4,500円 (時間額×3h)	800円 (交通費)
5月1日～ 5月31日	認可外保育施設	板橋保育所	35,000円 (月額)	10,000円 (給食費等)
5月4日	ファミリーサポ ート(送迎のみ)	〇〇 ●● (ファミリーサポート)	2,400円 (日額)	400円 (交通費)
6月1日～ 6月30日	認可外保育施設 (利用園変更)	高島平保育所	40,000円 (月額)	12,000円 (給食費等)

① 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) 欄

請求者は、**施設等利用給付認定を受けた保護者**となります。

また、3欄 振込先の口座名義人とも一致させてください。

※ もし申請者または口座名義人を変更したい場合は「委任状」を記入し請求書に添付してください。

② 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい) 欄

認定種別及び認定番号は、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定通知書)を確認して記載してください。

③ 3. 償還払いの振込先を記入して下さい 欄

振込口座を記載してください。1欄の施設等利用給付認定保護者の口座名義としてください。

④ 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 欄

利用したすべての施設等を記入してください。

⑤ 5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入 欄

利用料の欄には、その他の自己負担額(特定費用)は含めないでください。

送迎のみの場合は無償化対象外のため請求できません。(例 5月ファミリーサポート分)

※ 主に使う施設のみで上限額を超過する場合は、他の施設利用分は省略可能です。

※ 月額上限額について

2号認定の場合、月額 37,000円 3号認定の場合、月額42,000円です。

途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、区市町村間の転出入の場合、月額上限額は次のとおりになります。

途中で他の区市町村に転出する場合の上限額

37,000円(42,000円)×転出日までの日数÷その月の日数

(例1) 2号認定の世帯が、板橋区から練馬区へ令和2年6月16日に転出する場合

37,000円×15日÷30日=18,500円

途中で他の区市町村から板橋区に転入する場合の上限額

37,000円(42,000円)×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

(例2) 3号認定の世帯が、北区から板橋区へ令和2年6月16日に転入し、施設等利用給付認定申請を行い、令和2年6月21日に認定された場合

42,000円×10日÷30日=14,000円

※ 月中の転出入など計算方法が不明の場合は、下記担当までお問い合わせください。(問い合わせ B)

<お問合せ先・担当>

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所

(A) 施設等利用給付認定・通知書に関すること

子ども家庭部保育サービス課入園相談係(南館3階㉓番窓口)

(電話) 03-3579-2452

(B) 施設等利用費の請求に関すること(幼稚園・認定こども園(1号認定)利用者除く)

子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係(南館3階㉓番窓口)

(電話) 03-3579-2494

(C) 主に幼稚園・認定こども園(1号認定)を利用している方の認定・請求に関すること

教育委員会事務局学務課幼稚園係(北館6階㉔番窓口)

(電話) 03-3579-2613